

八王子市文化施設等指定管理者候補者選定のための 評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市市民活動推進部の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市文化施設等指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、文化施設等(市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、夢美術館、学園都市センターを対象とする。)の指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他

(構成)

第3条 評価会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成27年7月15日から施行する。
2. この要綱は、平成28年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選出区分	選出理由
学識経験者 (文化及び学園都市施策)	文化、学園都市づくりに造詣が深い学識経験者の専門的見識に立った意見を求める
学識経験者 (文化施策及び経営評価)	文化政策について専門的見識を持ち、かつ、定量分析や評価など経営的な視点からも意見を求める
学識経験者 (指定管理者制度)	指定管理制度について、学識経験者の専門的見識に立った意見を求める
文化振興団体を代表する者	文化振興を推進する立場から意見を求める
施設管理経験者 (舞台・会館運営)	舞台・会館運営の経験を有し、維持管理や経営の専門的見識に立った意見を求める
施設管理経験者 (美術館運営)	美術館運営の経験を有し、維持管理や経営の専門的見識に立った意見を求める
市民を代表する者	市民文化活動に携わる中で文化施設を利用してきた市民の立場からの意見を求める
財務の専門的知識を有する者	財務・経営状況について専門的見識に立った意見を求める
関係所管部長	施設維持補修を所掌する部長の立場から意見を求める
関係所管部長	施設を所掌する部長の立場から意見を求める